

立命館大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学は、建学の精神と教学理念にもとづき、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努め、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献することを目的とする。

2 各学部の教育研究上の目的は、各学部則で定める。

(自己点検・評価等)

第2条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況を把握し、適切な事項について必要な体制をとり、教育研究の改善に努める。

(情報公開)

第3条 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公開する。

(学部)

第4条 本大学に、法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、文学部、理工学部、国際関係学部、政策科学部、情報理工学部、映像学部、薬学部、生命科学部およびスポーツ健康科学部を置く。

(入学定員および収容定員)

第5条 本大学の学部および学科別学生の入学定員、編入学定員および収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		入学定員	3年次 編入学定員	収容定員	
法学部法学科		790		3,160	
経済学部	経済学科	535		2,140	
	国際経済学科	200		800	
	計	735		2,940	
経営学部	経営学科	610		2,440	
	国際経営学科	150		600	
	計	760		3,040	
産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻 メディア社会専攻 スポーツ社会専攻 人間福祉専攻	840		3,360
		子ども社会専攻	60		240
		計	900		3,600

文学部人文学科		1,102	6	4,420
理工学部	電気電子工学科	94	2	380
	機械工学科	99	2	400
	都市システム工学科	84	2	340
	環境システム工学科	69	2	280
	電子光情報工学科	79	2	320
	ロボティクス学科	79	2	320
	数理科学科	90		360
	物理科学科	80		320
	電子情報デザイン学科	74	2	300
	マイクロ機械システム工学科	74	2	300
	建築都市デザイン学科	70		280
計		892	16	3,600
国際関係学部国際関係学科		302	6	1,220
政策科学部政策科学科		360		1,440
情報理工学部	情報システム学科	110		440
	情報コミュニケーション学科	110		440
	メディア情報学科	110		440
	知能情報学科	110		440
	計	440		1,760
映像学部映像学科		150		600
薬学部薬学科		100		600
生命科学部	応用化学科	80		320
	生物工学科	80		320
	生命情報学科	60		240
	生命医科学科	60		240
	計	280		1,120
スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科		220		880
合計		7,031	28	28,380

(大学院)

第6条 本大学に大学院を置く。

2 大学院に関する事項は大学院学則および専門職大学院学則に定める。

(総合理工学院)

第7条 本大学に総合理工学院を置く。

2 総合理工学院は、理工学部、情報理工学部、薬学部、生命科学部および理工学研究科における教育研究に責任を持つ。

3 総合理工学院に学院長、副学院長および学院長補佐を置く。

4 副学院長は2人とし、1人は学院長に事故あるとき、または学院長が欠けたときは、その職務を代行する。

(附属施設および機関)

第 8 条 本大学に研究所、図書館、共通教育推進機構、教育開発推進機構、言語教育推進機構、国際教育推進機構、教職教育推進機構、保健センター、心理・教育相談センターその他の附属施設および機関を置く。

2 各附属施設および機関に関する規程は、別にこれを定める。

(役職および職員)

第 9 条 本大学に学長、副学長を置く。

2 各学部に学部長、副学部長および学生主事を置く。

3 必要に応じて前 2 項以外の役職者を置くことができる。

第 10 条 本大学に教授、准教授、講師、助教およびその他の職員を置く。

(学長・副学長)

第 11 条 学長は、学校法人立命館総長がこれを兼ねる。副学長は、学校法人立命館副総長のうち、本大学を担当するものがこれを兼ねる。

2 学長は、本大学を代表し、教育研究に関する事項を統括する。

3 副学長は、2 人とし、1 人は学長を補佐し、学長に事故あるとき、または学長が欠けたときは、その職務を代行する。

(教授会)

第 12 条 本大学の法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、文学部、国際関係学部、政策科学部、映像学部、スポーツ健康科学部および総合理工学院に教授会を置く。

2 教授会は、その学部または総合理工学院に属する教授、准教授および専任講師をもって組織する。

3 教授会は必要に応じて、前項にかかげる以外の教職員を出席させることができる。

4 教授会は学部長または学院長が必要と認めるとき、または構成員の 3 分の 1 以上の要求があったとき、学部長または学院長がこれを招集してその議長となる。学部長または学院長に支障があるときは、その指名により他の教授がこれを代行する。

5 学長は、必要と認めるとき、教授会の招集を要請し、または教授会に出席して発言することができる。

6 教授会は、次の事項を審議する。

(1) 学部の学科、専攻および大学院の研究科、課程専攻の新設、増設、廃止、変更に関する事項

(2) 学則および学部諸規程の制定、改廃に関する事項

(3) 教員の人事に関する事項

(4) 学科課程、授業および学力考査に関する事項

(5) 学生の入学、卒業、その他学生の身上に関する事項

(6) 学生の補導に関する事項

(7) 学生の定数に関する事項

(8) 学校法人および大学の諸規程において、教授会の議を経ることを要すると定められた事項

(9) その他、研究および教学に関する事項

7 学部長または学院長は、教授会の議決を執行し、学部または総合理工学院を代表する。

8 教授会の運営等に関する規程は、別にこれを定める。

(大学協議会)

第13条 本大学に大学協議会(本条において以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長
- (4) 各学部教授会から選出された2人および総合理工学院教授会から選出された6人
- (5) 独立研究科の各研究科長

3 協議会は、学長がこれを招集してその議長となる。

4 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 教学の基本方針に関する事項
- (2) 大学の機構、組織および制度に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 教学、教務に関する事項
- (5) 本大学と学校法人立命館が設置するその他の学校との関係に関する事項
- (6) その他、教学上の重要な事項

なお、教学、教務、補導、就職等に関する他の諸機関の審議、決定事項については、報告を受けまたはこれに承認を与える。

5 協議会の運営等に関する規程は、別にこれを定める。

(補導会議)

第14条 本大学に補導会議を置く。

2 補導会議は、学生の補導厚生に関する基本方針を協議決定する。

3 補導会議の組織および運営に関する事項は、別にこれを定める。

(学年および学期)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年をふたつの学期に分け、前期および後期とし、学期毎に15週の授業を行う。

- (1) 前期 4月1日から9月25日まで
- (2) 後期 9月26日から3月31日まで

(休業日)

第16条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める日のうち学長が定める日
- (3) 創立記念日
- (4) 夏期休暇
- (5) 冬期休暇
- (6) 春期休暇

2 各年度の休業日については、大学協議会の議を経て、学年のはじめまでに学長が定める。

3 学長が必要と認めるときは、大学協議会の議を経て、前2項の休業日を臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限および在学年限

(修業年限)

第17条 修業年限は、4年とする。ただし、薬学部にあつては、6年とする。

(在学年限)

第18条 在学年限は、8年とする。ただし、薬学部にあつては、12年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 第17条にかかわらず、社会人を対象とした入学制度により1年次に入学した学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、教授会の議を経て、学部長が在学年限を上限としてその計画的な履修を許可することがある。

第2節 入学

(入学の時期)

第20条 本大学の入学時期は、毎年4月とする。ただし、教授会の議を経て、学長が9月に入学を認めることがある。

(入学の資格)

第21条 本大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第22条 本大学への入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第 23 条 前条の入学志願者の選考に関し、必要な事項は、別に定める。

(入学手続および入学許可)

第 24 条 前条の選考による合格者は、教授会の議を経て、学部長が決定する。

- 2 合格の通知を受けた者は、別に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに所定の納付金を納めなければならない。
- 3 前項の入学手続を完了した者に、学長が入学を許可する。

(編入学の資格)

第 25 条 本大学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 短期大学(外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校(文部科学大臣指定外国大学(短期大学相当) 日本校) を含む。) を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上、総授業時数が 1,700 時間以上であるものに限る。) を修了した者

(転入学の資格)

第 26 条 本大学に転入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 2 年次
大学(外国の大学を含む。) に 1 年以上在学し、30 単位以上修得した者
- (2) 3 年次
大学(外国の大学を含む。) に 2 年以上在学し、60 単位以上修得した者

(学士入学の資格)

第 27 条 本大学に学士入学することのできる者は、学士の学位を有する者でなければならない。

- 2 本大学の卒業生が卒業学部その他学科等へ入学を志願するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを許可することがある。

(再入学の資格)

第 28 条 本大学に再入学することのできる者は、本大学を退学または除籍となった者で、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して 2 年以内のものとする。ただし、第 18 条に規定する在学年限を超えて除籍となった者および第 57 条第 1 項により退学処分となった者は、再入学することはできない。

(編入学、転入学、学士入学、再入学の在学年数)

第 29 条 編入学、転入学、学士入学および再入学を許可された者の入学年次および在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(編入学等の出願、入学者選考、入学手続および入学許可)

第 30 条 編入学、転入学、学士入学および再入学の場合には、第 20 条および第 22 条から第 24 条

までの規定を準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、再入学の検定料は徴収しない。

第3節 教育課程および履修方法等

(教育課程の編成方針)

第31条 本大学においては、学部および学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成にあたっては、各学部および学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。
- 3 授業科目の担当者は、科目適合性を配慮し、教授会の議を経て学部長が決定する。

(授業科目)

第32条 授業科目を各学部が定める科目区分に適切に分類して配置する。

- 2 各授業科目を必修科目、選択科目および自由科目に分け、各年次に配当して編成する。ただし、自由科目の単位数は、卒業に必要な単位数に算入しない。

(授業の方法)

第33条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。

- 2 教授会が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えてはならない。
- 4 教授会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所(外国を含む)で行うことができる。

(単位計算方法)

第34条 各授業科目の単位数は、1単位あたり45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については、教授会の定めるところにより毎週1時間から2時間までの範囲で、15週の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習および実技については、教授会の定めるところにより毎週2時間から3時間までの範囲で、15週の授業をもって1単位とする。
 - (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して、教授会の定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、当該教授会が単位数を定めることができる。

(各授業科目の授業期間)

第35条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教授会が必要と認めた場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位の授与)

第 36 条 授業科目を履修し、授業科目毎に実施する試験に合格した者には、所定の単位を与える。
成績の評価については、第 43 条に規定する。

(他大学等における授業科目の履修等)

第 37 条 教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議にもとづき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60 単位を超えない範囲で本大学における卒業に必要な単位として認めることができる。

3 前 2 項の規定は、学生が、外国の大学または短期大学に留学する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 38 条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項および第 2 項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えてはならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 39 条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位 (科目等履修生制度により修得した単位を含む。) を、本大学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学、学士入学および再入学の場合を除き、30 単位を上限とし、第 37 条第 1 項および第 2 項ならびに前条第 1 項の規定により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えてはならない。

4 本大学に入学を許可された者の既修得単位に関する事項は、各学部別に定める。

(単位認定等の権限)

第 40 条 前 4 条にもとづく単位授与または単位認定は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(編入学、転入学および学士入学の単位認定)

第 41 条 編入学者、転入学者または学士入学者にあつては、第 39 条の規定により、入学以前の大学等において修得した単位のうち、2 年次入学者にあつては 30 単位、3 年次入学者にあつては 62 単位を超えない範囲で、本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。

2 教授会が認めたときは、編入学、転入学または学士入学以前の大学等において修得した教職および教科に関する科目、学芸員に関する科目ならびに社会福祉士指定科目の単位を本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。この場合、卒業に必要な単位として算入されない科目については前項に規定する上限を超えて単位を認定することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、編入学および転入学の単位認定の例外事項については、各学部別で

定める。

(転籍の単位認定)

第 42 条 転籍者にあつては、前条第 1 項および第 2 項の規定を準用する。ただし、同一の学部内の転籍者については、前条第 1 項に規定する上限を超えて単位を与えることができる。

(成績)

第 43 条 授業科目の成績評価は、A+、A、B、C、P または F で行い、A+、A、B、C および P を合格、F を不合格とする。

2 前項の成績評価は、100 点法では A+ (おおむね 90 点以上)、A (同、80 点台)、B (同、70 点台)、C (同、60 点台) および F (60 点未満) とし、P は特定科目における合格とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、N (認定) とする。

4 授与または認定した単位の取消しは、これを認めない。

(登録上限単位数)

第 44 条 学生が 1 年間または 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部則で定める。

(その他)

第 45 条 この節に定めるもののほか、必要な事項については、各学部則の定めるところによる。

第 4 節 休学、復学、転学、転籍、留学、国内交流派遣、退学および除籍

(休学)

第 46 条 病気その他やむを得ない理由により継続して 2 か月以上就学することができない者は、休学を願い出ることができる。

2 休学を願い出た者に対して、教授会の議を経て、学部長が休学を許可することがある。

3 学部長は、病気のため就学することが適当でない認められる者に対して、教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

4 休学期間は、継続して 2 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として、その期間を延長して許可することがある。

5 休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。

6 休学期間は、在学期間に算入しない。

7 休学期間の学費は免除する。ただし、別に定める在籍料を納めなければならない。

8 休学の手続に関する取扱いは、別にこれを定める。

(復学)

第 47 条 休学している者が復学を願い出たときは、教授会の議を経て、学部長が復学を許可することができる。

2 復学の手続に関する取扱いは、別にこれを定める。

(他大学への転学)

第 48 条 本大学の学生が他の大学に転学を志願する場合は、教授会の議を経て、学部長がこれを許

可することがある。

(転籍)

第 49 条 本大学の学生で学則第 5 条で規定する他の学部または学科等に転籍を志願する者については、選考のうえ、転籍元の教授会および転籍先の教授会の議を経て、2 年次および 3 年次の学年始めの転籍を転籍先の学部長が許可する。

- 2 転籍は、年次を下げてこれを許可しない。ただし、理工学部、情報理工学部、薬学部および生命科学部部の 3 年次への転籍は、単位修得状況により 2 年次に許可することがある。
- 3 転籍に関する取扱いは、別にこれを定める。

(留学)

第 50 条 留学とは、外国の大学、短期大学およびそれらに相当する高等教育機関で、協定または合意にもとづき、1 学期相当以上にわたり正規の授業科目を履修することをいう。

- 2 留学を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学部長が留学を許可する。
- 3 留学期間は、在学期間に算入する。
- 4 留学中の学費納付は、第 62 条の規定による。ただし、協定にもとづく本大学と他大学の学位取得プログラムにおける、他大学での学位取得中の本大学の学費は免除し、別に定める特別在学料を納めなければならない。
- 5 留学の手続に関する事項は、別にこれを定める。

(国内交流派遣)

第 51 条 国内交流派遣とは、国内の大学および短期大学との協定にもとづき、1 学期相当以上にわたり当該大学等の正規の授業科目を履修するために派遣することをいう。

- 2 国内交流派遣を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学部長が国内交流派遣を許可する。
- 3 国内交流派遣期間は、在学期間に算入する。
- 4 国内交流派遣中の学費納付は、第 62 条の規定による。
- 5 国内交流派遣の手続に関する事項は、別にこれを定める。

(退学)

第 52 条 退学しようとする者は、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

- 2 退学の手続に関する取扱いは、別にこれを定める。

(除籍)

第 53 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 学費または在籍料を納めない者
 - (2) 第 18 条に規定する在学年限を超えた者
 - (3) 第 46 条第 5 項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者
 - (4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者
 - (5) 死亡した者
- 2 除籍に関する事項は、別にこれを定める。

第5節 卒業および学位

(卒業の認定)

第54条 第17条に規定する修業年限以上在学し、学部則に定める卒業に必要な単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。

2 薬学部を除き本大学に3年以上在学したものが、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと教授会が認める場合には、前項の規定にかかわらず、学長が卒業を認定することができる。

(学位)

第55条 卒業した者に対し、学士の学位を授与する。

2 学位に関する事項は、別にこれを定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第56条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第57条 本大学の規定に違反し、学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。

3 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、修業年限に算入することができる。

4 懲戒に関する事項は、別にこれを定める。

第7節 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生および外国人留学生

(科目等履修生)

第58条 本大学における授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が科目等履修生として許可する。

2 科目等履修生に関する事項は、別にこれを定める。

(聴講生)

第59条 本大学における授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が聴講生として許可する。

2 聴講生に関する事項は、別にこれを定める。

(特別聴講学生)

第60条 他の大学または短期大学(外国の大学等を含む。)との協定等にもとづき、本大学の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が特別聴講学生として許可する。

2 特別聴講学生に関する事項は、別にこれを定める。

(外国人留学生)

第61条 大学教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学した外国人で正規課程に在籍するものを外国人留学生とする。

第 8 節 学費等納付金および手数料

(学費等納付金)

第 62 条 学費とは、入学金、授業料、教育充実費、実験実習料、調査実習料およびインスティテュート費をいう。

- 2 入学手続きにあたっては、納付金別表 1-1 に定める入学金を納めなければならない。
- 3 学生は、所属する学部・学科等の納付金別表 1-2 に定める入学金以外の学費(以下、「授業料等」という。)を学年ごとに納めなければならない。
- 4 前 2 項にかかわらず、学費の一部または全額を減免することがある。学費減免については、別にこれを定める。
- 5 学生は、実習を伴う特定の授業科目を履修する場合は、学費とは別に、実習費を納めなければならない。
- 6 実習費は、別にこれを定める。

(長期履修生の授業料)

第 63 条 前条第 3 項にかかわらず、第 19 条に規定する長期にわたる教育課程の履修を許可された者(以下、「長期履修生」という。)の授業料については、1 単位あたりの授業料に年間受講登録単位数を乗じた金額とする。

- 2 前項の 1 単位あたりの授業料は、所属する学部・学科の納付金別表 1-2 に定める授業料の 36 分の 1 とする。ただし千円未満の端数は切り上げるものとする。

(科目等履修生選考料、科目等履修生登録料、科目等履修料、聴講生選考料、聴講料および特別履修料)

第 64 条 科目等履修生として授業科目の履修を志願する者は、科目等履修生選考料を、聴講生として授業科目の聴講を志願する者は、聴講生選考料を所定の期日までに納めなければならない。

- 2 科目等履修生選考料および聴講生選考料は、別にこれを定める。
- 3 科目等履修生に許可された者は、科目等履修生登録料および科目等履修料を、聴講生に許可された者は、聴講料を、特別聴講学生に許可された者は、特別履修料を納めなければならない。
- 4 科目等履修生登録料は別にこれを定め、科目等履修料、聴講料および特別履修料は、納付金別表 1-3 のとおりとする。

(在籍料および特別在学料)

第 65 条 休学期間の在籍料は、納付金別表 1-4 のとおりとする。

- 2 協定にもとづく本大学と他大学の学位取得プログラムにおける、他大学での学位取得中の特別在学料は、納付金別表 1-5 のとおりとする。

(納入期日)

第 66 条 学費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料、特別履修料および実習費の納付に関する事項は、別にこれを定める。

(手数料)

第 67 条 入学検定料等の手数料については、別にこれを定める。

(学費の返還)

第 68 条 次の各号に定める場合を除き、既に納めた学費は返還しない。

(1) 次の期日までに入学辞退を願い出た場合は、授業料等を返還する。

イ 前期入学予定者 3月31日まで

ロ 後期入学予定者 9月25日まで

(2) 前期に年次の授業料等を納め、9月25日までに退学または除籍となった場合は、既に納めた金額から授業料等の2分の1を差し引いた金額を返還する。

(3) 長期履修生が、前期に後期分を含む授業料を納め、後期の受講登録において後期の受講科目を取り消した場合、取り消した科目数に相当する授業料を返還する。

(諸費の返還)

第 68 条の 2 次の各号に定める場合を除き、既に納めた在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料、特別履修料および実習費は返還しない。

(1) 科目等履修生が、前期に後期分を含む科目等履修料を納め、後期の受講登録において後期の受講科目を取り消した場合、取り消した科目数に相当する科目等履修料を返還する。

(2) 聴講生が、前期に後期分を含む聴講料を納め、後期の受講登録において後期の受講科目を取り消した場合、取り消した科目数に相当する聴講料を返還する。

第 9 節 奨学制度および学費貸与制度

(奨学制度)

第 69 条 本大学に奨学制度および学費貸与制度を設ける。

2 奨学制度および学費貸与制度に関する規程は、別にこれを定める。

第 10 節 公開講座

(公開講座)

第 70 条 本大学の教育研究を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設する。

第 3 章 改廃および細則

(改廃)

第 71 条 本学則の改廃は、学部教授会および総合理工学院教授会、大学協議会ならびに常任理事会の議を経て理事会で決定する。

(細則)

第 72 条 本学則施行に関する細則その他必要な事項は、別にこれを定める。

附 則(2010年1月22日 校務の権限の明確化および教務諸規程と学則の整理に伴う一部変更)

1 この学則は2010年4月1日から施行する。ただし、第46条第5項および第53条第3号は2010年度入学生から適用する。

2 本学則第5条の規定にかかわらず、2010年度の学部および学科別学生の入学定員、編入学定員および収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		入学定員	3年次 編入学定員	収容定員	
法学部法学科		790		3,330	
経済学部	経済学科	535		2,290	
	国際経済学科	200		800	
	計	735		3,090	
経営学部	経営学科	610		2,590	
	国際経営学科	150		600	
	計	760		3,190	
産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻		3,360	
		メディア社会専攻			
		スポーツ社会専攻			
	人間福祉専攻	60	240		
	子ども社会専攻	60		240	
	計	900		3,600	
文学部人文学科		1,102	6	4,363	
理工学部	応用化学科	0		95	
	電気電子工学科	94	2	386	
	機械工学科	99	2	401	
	都市システム工学科	84	2	341	
	化学生物工学科	0		80	
	環境システム工学科	69	2	281	
	電子光情報工学科	79	2	321	
	ロボティクス学科	79	2	321	
	数理科学科	90		360	
	物理科学科	80		320	
	電子情報デザイン学科	74	2	321	
	マイクロ機械システム工学科	74	2	306	
	建築都市デザイン学科	70		280	
		計	892	16	3,813
	国際関係学部国際関係学科		302	6	1,163
政策科学部政策科学科		360		1,440	
情報理工学部	情報システム学科	110		455	
	情報コミュニケーション学科	110		455	
	メディア情報学科	110		455	
	知能情報学科	110		455	
	生命情報学科	0		60	
	計	440		1,880	
映像学部映像学科		150		600	
薬学部薬学科		100		300	

生命科学部	応用化学科	80		240
	生物工学科	80		240
	生命情報学科	60		180
	生命医科学科	60		180
	計	280		840
スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科		220		220
合計		7,031	28	27,829

附 則（2010年3月26日 学費減免、学費および諸費の返還ならびに科目等履修料等の整理に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行する。

納付金別表 1-1（入学金）

（第 62 条関連）

（単位：円）

区分	名称	金額
入学、編入学、転入学、学士入学	入学金	300,000
再入学	入学金	10,000

注 1 立命館アジア太平洋大学と立命館大学理工学部・情報理工学部連携プログラムにより、立命館大学への編入学を許可された者は、入学金を徴収しない。

納付金別表 1-2（授業料等）

（第 62 条関連）

（単位：円）

区分	名称	1年次	2年次	3年次	4～8年次
法学部、経済学部経済学科、経営学部経営学科 注 1	授業料	732,000	732,000	732,000	732,000
	教育充実費	50,000	210,000	210,000	210,000
経済学部経済学科、経営学部経営学科 ファイナンス・情報インスティテュート、環境・デザイン・インスティテュート	授業料	—	732,000	732,000	732,000
	教育充実費	—	210,000	210,000	210,000
	インスティテュート費	—	191,000	191,000	191,000
経済学部経済学科、経営学部経営学科 サービス・マネジメント・インスティテュート	授業料	—	732,000	732,000	732,000
	教育充実費	—	210,000	210,000	210,000
	インスティテュート費	—	97,000	97,000	97,000
経済学部国際経済学科、経営学部国際経営学科	授業料	827,000	827,000	827,000	827,000
	教育充実費	77,000	237,000	237,000	237,000
産業社会学部産業社会学科	授業料	—	—	—	732,000
	教育充実費	—	—	—	210,000
産業社会学部人間福祉学科	授業料	—	—	—	842,000
	教育充実費	—	—	—	242,000

産業社会学部現代社会学科 (子ども社会専攻を除く)	授業料	864,000	864,000	864,000	864,000
	教育充実費	88,000	248,000	248,000	248,000
産業社会学部現代社会学科 子ども社会専攻	授業料	915,000	915,000	915,000	915,000
	教育充実費	103,000	263,000	263,000	263,000
文学部 注3	授業料	842,000	842,000	842,000	842,000
	教育充実費	82,000	242,000	242,000	242,000
文学部 注4	授業料	842,000	842,000	842,000	842,000
	実験実習料	20,800	20,800	20,800	20,800
	教育充実費	82,000	242,000	242,000	242,000
国際関係学部	授業料	952,000	952,000	952,000	952,000
	教育充実費	113,000	273,000	273,000	273,000
政策科学部	授業料	878,000	878,000	878,000	878,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000	252,000
理工学部(数理科学科を除く)、 情報理工学部	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
	実験実習料	105,000	105,000	105,000	135,000
	教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
理工学部数理科学科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
	実験実習料	50,000	50,000	50,000	65,000
	教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
映像学部	授業料	1,318,000	1,318,000	1,318,000	1,318,000
	実験実習料	103,000	103,000	103,000	103,000
	教育充実費	218,000	378,000	378,000	378,000
生命科学部	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	—
	実験実習料	135,000	135,000	135,000	—
	教育充実費	155,000	315,000	315,000	—
薬学部	授業料	1,574,000	1,574,000	1,574,000	—
	実験実習料	242,000	242,000	242,000	—
	教育充実費	242,000	452,000	452,000	—
スポーツ健康科学部	授業料	915,000	—	—	—
	教育充実費	103,000	—	—	—

注1 経済学部経済学科および経営学部経営学科の文理総合インスティテュートを除く。

注2 ファイナンス・インスティテュートは、ファイナンス・情報・インスティテュートに読み替える。

注3 「人文学科教育人間学専攻、人文学科地理学専攻、人文学科心理学専攻、心理学科心理学専攻、哲学科教育人間学専攻、地理学科地理学専攻、哲学科心理学専攻、史学科日本史学専攻考古学コース、人文学科日本史学専攻考古学コース(2回生以上)、人文総合科学インスティテュート『人間と情報』コース」を除く

注4 人文学科教育人間学専攻、人文学科地理学専攻、人文学科心理学専攻、心理学科心理学専攻、哲学科教育人間学専攻、地理学科地理学専攻、哲学科心理学専攻、史学科日本史学専攻考古学コース、人文学科日本史学専攻考古学コース(2回生以上)、人文総合科学インスティテュート『人間と情報』コース

納付金別表 1-3 (科目等履修料、聴講料、特別履修料)

(第 64 条関連)

(単位：円)

	学部・研究科・プログラム	金額	
科目等履修料	理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目	許可年度の理工学部（数理科学科を除く）および情報理工学部の授業料の 36 分の 1 とする。 （千円未満の端数は切り上げるものとする。） （1 単位につき）	
	法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際関係学部、政策科学部、文学部およびスポーツ健康科学部の科目	許可年度の法学部、経済学部経済学科および経営学部経営学科の授業料の 36 分の 1 とする。 （千円未満の端数は切り上げるものとする。） （1 単位につき）	
	APU 教育職員免許状（英語）取得プログラム履修料（APU 国内学生）	1 年次	53,000 円
		2～4 年次	120,000 円（学年につき）
	Study in Kyoto Program	受入年度の法学部、経済学部経済学科および経営学部経営学科の授業料と同額とする。	
	附属高校との連携プログラム 本大学の大学院生	無料	
聴講料	法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際関係学部、政策科学部、文学部、映像学部、理工学部、情報理工学部、生命科学部およびスポーツ健康科学部	許可年度の法学部、経済学部経済学科および経営学部経営学科の各学部授業料の 60 分の 1 とする。ただし、理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目については、理工学部（数理科学科を除く）および情報理工学部の授業料の 60 分の 1 とする。（端数は、500 円単位に切り上げるものとする。）（1 単位につき）	
特別履修料	全学部	受入年度の法学部・経済学部経済学科・経営学部経営学科の授業料と同額とする。	

納付金別表 1-4 (在籍料)

(第 65 条関連)

(単位：円)

	金額
在籍料	5,000 (学期につき)

納付金別表 1-5 (特別在学料)

(第 50 条関連)

(単位：円)

	金額
特別在学料	5,000 (学期につき)